

毎週 月・水・金曜日発行



熊本県公報

目 次

規 則
熊本県規則の形式を左横書きに改正する規則 (私学文書課) 一

訓 令
熊本県文書規程の一部を改正する訓令 () 二

熊本県訓令の形式を左横書きに改正する訓令 () 四

熊本県公報発行事務取扱規程の一部を改正する訓令 () 五

規 則

熊本県規則の形式を左横書きに改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第九号
熊本県規則の形式を左横書きに改正する規則

(趣旨)
第一条 この規則は、この規則の施行の際現に公布されている規則(以下「既存規則」という。)の形式を左横書きに改正することに關し必要な事項を定めるものとする。
(形式の改正)

第二条 既存規則の形式は、次に定めるところにより左横書きに改正する。
一 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則(以下「改正後規則」と

いう。)における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。
二 改正後規則における文字(符号を含む。以下同じ。)の配置は、既存規則における文字の配置とする。

2 前項の規定は、既存規則において縦書きの形式をとっている様式並びに既に左横書きの形式をとっている表及び様式については、適用しない。
(用字及び用語の整理)

第三条 既存規則中、次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、条、表及び様式の番号として用いられている漢数字	アラビア数字
二 号番号として用いられている漢数字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を括弧で囲んだ五十音順による片仮名
五 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
六 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
七 漢数字(一の項及び二の項に定めるもの及び次に掲げるものを除く。)	アラビア数字(漢数字を区切る読点は削り、三けたことにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改める。)
イ 固有名詞の一部又は全部をなしているもの	
ロ 熟語の一部をなしているもの	
ハ 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの	
ニ 数字の表記として用いられている万又は億で当該数字が百万以上の数を示す場合の当該万又は億	

八	左（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）	次
九	右（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）	上記
十	左記	下記
十一	上欄	左欄
十二	下欄	右欄
十三	よう音として用いられている「や」、「ゆ」、「よ」、「ゃ」、「ゃ」、「ゅ」、「ょ」又は「ヨ」、「ユ」、「ョ」	それぞれ「ゃ」、「ゅ」、「ょ」又は「ヨ」、「ユ」、「ョ」
十四	促音として用いられている「っ」又は「ッ」	それぞれ「っ」又は「ッ」

2 前項の表七の項から十二の項までの規定は縦書きの形式をとっている様式について、同表三の項から六の項まで及び八の項から十四の項までの規定は法令の規定を引用する部分については、適用しない。

3 前二項の規定によることが適当でないと認められるときは、知事が別に定める。

（雑則）
 第四条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

附 則
 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

訓 令

熊本県訓令第2号

本庁各部課（総室・室）
 各 地 方 出 先 機 関

熊本県文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成十四年三月二十五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県文書規程の一部を改正する訓令
 熊本県文書規程（昭和三十四年熊本県訓令第十九号）の一部を次のように改正する。
 第四条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号中「議案文、」を削り、同号を同条第三号とする。

別記第二十五号様式を次のように改める。

別記第 2 5 号様式 (第 3 5 条関係)

署 名 用 紙

をここに公布する。

年 月 日

熊本県知事

附 則

- 1 この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 公文書の左横書きの実施に関する訓令（昭和三十五年熊本県訓令甲第八号）は、廃止する。

熊本県訓令第三号

本庁各部課（総室・室）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県訓令の形式を左横書きに改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

（趣旨）
熊本県訓令の形式を左横書きに改正する訓令

第一条 この訓令は、この訓令の施行の際現に定められている訓令（以下「既存訓令」という。）の形式を左横書きに改正することに関し必要な事項を定めるものとする。

（形式の改正）
第二条 既存訓令の形式は、次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存訓令における右方はこの訓令による改正後の既存訓令（以下「改正後訓令」という。）における上方とし、既存訓令における上方は改正後訓令における左方とする。
- 二 改正後訓令における文字（符号を含む。以下同じ。）の配置は、既存訓令における文字の配置とする。

2 前項の規定は、既存訓令において縦書きの形式をとっている様式並びに既に左横書きの形式をとっている表及び様式については、適用しない。

（用字及び用語の整理）

第三条 既存訓令中、次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、条、表及び様式の番号として用いられている漢数字	アラビア数字
二 号番号として用いられている漢数字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名

四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字

左右を括弧で囲んだ五十音順による片仮名

五 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字

左右を括弧で囲んだアラビア数字

六 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字

五十音順による片仮名

七 漢数字（一の項及び二の項に定めるもの及び次に掲げるものを除く。）

アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、三けたことに「ン」によって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改める。）

イ 固有名詞の一部をなしているもの

熟語の一部をなしているもの

数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの

二 数字の表記として用いられている万又は億で当該数字が百万以上の数を示す場合の当該万又は億

八 左（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）

次

九 右（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）

上記

十 左記

下記

十一 上欄

左欄

十二 下欄

右欄

十三 よつ音として用いられている「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」

それぞれ「ゃ」、「ゅ」、「ょ」、「ゃ」、「ゅ」、「ょ」又は「ヨ」

十四 促音として用いられている「っ」又は「っ」

それぞれ「っ」又は「っ」

2 前項の表七の項から十二の項までの規定は縦書きの形式をとっている様式について、同表三の項から六の項まで及び八の項から十四の項までの規定は法令の規定を引用する部分については、適用しない。

3 前二項の規定によることが適用できないと認められるときは、知事が別に定める。

（雑則）

第四条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県訓令第四号

本庁各部課（総室・室）
各地方出先機関

熊本県公報発行事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十五日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県公報発行事務取扱規程の一部を改正する訓令

熊本県公報発行事務取扱規程（昭和二十八年熊本県訓令第九百五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「九ポイント活字」を「十ポイント活字」に、「三十四行の二段」を「六十八行」に改める。

別記第一号様式から別記第三号様式までを次のように改める。

別記第1号様式（第2条関係）

ページ 年 月 日

曜日

熊 本 県 公 報

第 号

熊本県公報

第 号

年 月 日 ()

(毎週 月・水・金発行)

目 次

条 例

○

(主管課名) ページ

規 則

○

告 示

○

公 告

○

訓 令

○

登載依頼

○

本号で公布された条例のあらまし

本号で公布された規則のあらまし

条 例

規 則

告 示

別記第2号様式（第4条関係）

ページ 年 月 日 曜

熊 本 県 公 報 目 録 第 号

年 月 熊本県公報目録

定期第 号から第 号まで

号外第 号から第 号まで

○条 例

番 号	件 名	公報番号	公報日付

○規 則

番 号	件 名	公報番号	公報日付

○告 示

番 号	件 名	公報番号	公報日付

○公 告

番 号	件 名	公報番号	公報日付

○訓 令

番 号	件 名	公報番号	公報日付

附 則

- 1 この訓令は平成十四年四月一日から施行する。
- 2 改正後の別記第三号様式の様式は、この訓令の施行の日以後に発行される公報の原稿について適用する。

発行所 熊本
平成十四年三月二十五日印刷
平成十四年三月二十五日印刷

印刷所

熊本市国府四丁目一〇番地
株式会社 秀巧
電話代 〇九六―二八六―三三二



古紙配合率100%